

# 水資源保全対策特別委員会会議録

平成24年5月15日

場 所 第5委員会室

平成24年 5 月 15 日 (火曜日)

---

午前10時01分開会

---

会議に付した案件

○概要説明

環境森林部

1. 環境森林部の水資源保全対策関係事業について
2. その他（森林の土地の所有者となった旨の届出制度について）

○協議事項

1. 委員会の調査事項について
2. 調査活動方針・計画について
3. 県内調査について
4. 次回委員会について
5. その他

---

出席委員（12人）

委員	長	岩	下	斌	彦
副委員	長	凶	師	博	規
委員		緒	嶋	雅	晃
委員		中	村	幸	一
委員		蓬	原	正	三
委員		丸	山	裕	次郎
委員		宮	原	義	久
委員		松	村	悟	郎
委員		右	松	隆	央
委員		井	上	紀	代子
委員		徳	重	忠	夫
委員		新	見	昌	安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のために出席した者

環境森林部

環境森林部長	堀	野	誠
環境森林部次長 (総括)	金	丸	政保
環境森林部次長 (技術担当)	楠	原	謙一
環境森林課長	川	野	美奈子
環境森林課 みやざきの森林づくり推進室長	那	須	幸義
環境管理課長	富	永	宏文
自然環境課長	佐	藤	浩一
森林経営課長	水	垂	信一

---

事務局職員出席者

政策調査課主査	老	岐	さおり
議事課主任主事	川	崎	一臣

---

○岩下委員長 ただいまから、水資源保全対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてありますが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。本日は、委員会設置後、初の委員会でありますので、まず執行部により、当委員会の設置目的に関連する事項として、森林の保全・整備、水源涵養機能の維持・増進、河川等の汚染防止のための取り組みを中心に概要説明をいただきます。その後、調査事項及び調査活動計画について御協議をいただきたいと思います、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

---

午前10時5分再開

○岩下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日は、環境森林部においでいただきました。

初めに、一言ごあいさつを申し上げます。

皆さん、おはようございます。

私は、この委員会の委員長に選任されました、串間市選出の岩下斌彦でございます。

私ども12名が、さきの県議会で委員として選任され、今後1年間、調査活動を実施していくことになりました。

昨今、外国資本による水源地の買収が話題となっておりますが、水は、県民生活や産業振興などにとって欠かせないものでありますので、水資源の保全は大変重要な課題であると考えております。当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が児湯郡選出の凶師博規副委員長でございます。

続きまして、皆様方から見て左側からでございます。西臼杵郡選出の緒嶋雅晃委員です。

北諸県郡選出の蓬原正三委員です。

小林市・西諸県郡選出の宮原義久委員です。

児湯郡選出の松村悟郎委員です。

宮崎市選出の右松隆央委員です。

続きまして、皆様方から見て右側から、都城市選出の中村幸一委員です。

小林市・西諸県郡選出の丸山裕次郎委員です。

宮崎市選出の井上紀代子委員です。

都城市選出の徳重忠夫委員です。

宮崎市選出の新見昌安委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

それでは、執行部の幹部職員の紹介及び概要説明をお願いいたします。

○堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部の堀野でございます。よろしくお願いいたします。

私ども環境森林部は、森林の整備・保全や水質環境基準の監視等の業務を通じまして、森林の持つ水源涵養機能の維持・増進や公共用水域での水質保全に取り組んでいるところでございます。今後とも職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、岩下委員長を初め委員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております特別委員会資料の1ページをお開きください。本日出席の職員を紹介させていただきます。

総括次長の金丸でございます。

技術担当次長の楠原でございます。

環境森林課長の川野でございます。

みやざきの森林づくり推進室長的那須でございます。

環境管理課長の富永でございます。

自然環境課長の佐藤でございます。

森林経営課長の水垂でございます。

次に、左のページの目次をごらんください。

本日の説明事項は、Ⅱの水資源保全対策関係事業として、森林整備等に関する事業等6事業について御説明します。さらに、Ⅲのその他といたしまして、水資源保全に関する最近の動きについて御報告したいと思っております。それぞ

れ担当課・室長が御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

**○那須みやざきの森林づくり推進室長** 環境森林部の水資源保全対策関係事業について御説明いたします。

特別委員会説明資料の2ページをお開きください。わが町のいきいき森林づくり推進事業についてであります。

この事業は、1の目的にありますように、林業就業者の減少や高齢化などから、森林を所有者だけで支えていくことが難しくなっている状況を踏まえ、市町村が行う公益上重要な森林を公有林化する取り組みに対して支援を行い、森林の適切な管理・保全を図るものであります。

2事業の概要の(1)予算額であります、平成24年度は1,600万円で、これは森林環境税を活用して実施する事業であります。

(2)の事業期間は平成23年度から25年度まで、(3)にありますように市町村が実施主体となっていくものであります。

(4)の事業内容は、市町村の公有林化の支援であります、①の対象となる森林は、集落の上部や水源地域の上流域にあつて、災害防止などを目的に伐採の回避や伐採跡地の植栽が必要と判断される森林であります。また、②の表にありますように県下全市町村を対象としておりますが、森林が多い過疎・山村地域では該当箇所が多いことなど、地域の条件を配慮して補助率を区分しているところであります。

右の3ページをごらんください。これまでの実施状況を記しております。1の①にありますように、平成20年度から森林環境税を活用して市町村による公有林化への取り組みが実施されております。また②のように、防災意識の高まりから市町村からの要望も引き続きいただいて

いる状況であります。表は平成20年度から23年度までの本事業による実績であります。6市町村でこれまで約157ヘクタールが公有林化されております。下の写真は実施事例であります。左下が平成23年度の西米良村、右の2つは平成21年度と22年度の椎葉村での事例であります。

説明は以上でございます。

**○富永環境管理課長** 資料の4ページをお開きください。環境保全の森林整備事業についてあります。

まず、(1)事業の目的にありますように、この事業は一つ瀬川及び小丸川の濁水長期化を抑制するため、県、関係市町村、電気事業者で設立した一つ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構に負担金を支出するものであります。機構の会長は副知事が務めております。

次に、(2)事業の概要についてであります。予算額は1,500万円で、負担金の拠出期間は平成11年度から平成25年度までの15年間です。

次に、(3)負担金の状況についてであります。森林保全機構は各構成団体が出資する負担金で事業を行っておりまして、それぞれの団体が負担する額は、①負担金等内訳のとおりであります。宮崎県は毎年1,500万円、九州電力は3,000万円を負担しております。

次の5ページをごらんください。参考として一つ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構についての説明を掲載しております。まず、(1)組織図についてであります。機構は、宮崎県と流域市町村、電気事業者で構成しております。

次に、(2)事業概要についてであります、一つ瀬ダム上流の一つ瀬川及び渡川ダム上流の小丸川の集水区域を対象として、①森林整備事業、②崩壊地等緑化事業、③上・下流交流事業、

④裸地緑化実証試験の4つの事業を行っております。なお、①の森林整備事業につきましては、県の造林事業補助金等の交付を受ける植栽や保育などの森林施業に追加上乗せして補助を行うもので、平成50年度まで事業を行うこととしております。②の崩壊地等緑化事業につきましては、県の治山事業等の対象とされていない土地における緑化事業で、森林保全機構において事業費の全額補助を行っております。

次に、(3)平成22年度事業実績についてであります。森林整備事業につきましては、流域の森林組合が実施した除間伐や下刈りに対して合計1,400万円余の補助をしております。その下の欄、崩壊地等緑化事業につきましては、西都市など4市町村が行った、のり面工法などに対して2,300万円余の補助をしております。また、緑化工法に関する研究を宮崎大学に委託して実施しております。

この事業の説明は以上でございます。

続きまして、資料の6ページをごらんください。事業名、水質環境基準等監視についてであります。

まず、1の事業の目的であります。水質汚濁防止法に基づき、毎年水質測定計画を作成し、川や海などの公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しております。

2の事業の概要であります。予算額は2,321万3,000円であります。

(2)事業主体にありますように、この事業は、県は、国交省宮崎河川国道事務所や宮崎市などと測定地点や測定項目の調整を図るほか、測定結果の取りまとめを行っております。

(3)の事業内容にありますように、①の公共用水域につきましては、河川191、海城51、湖沼1、計243の測定地点において、健康項目、生

活環境項目、要監視項目の中から、工場などの立地状況や利水状況、過去の検出状況などを勘案して、地点ごとに必要な項目を選定して測定を行うこととしております。②の地下水につきましては140の地点で測定を行うこととしております。測定結果につきましては、取りまとめの関係上、例年、翌年の6月になります。

参考といたしまして、22年度の測定結果について御説明いたします。7ページをごらんください。本県の水質は、一言で申し上げますと、一番上の四角囲みにありますとおり、一部の測定項目で環境基準を超えた地点もありましたが、おおむね良好な状況を維持しております。公共用水域につきましては、中ほどの表1をごらんください。健康項目は、砒素が土呂久川など4河川で環境基準を達成しておりませんでした。これは土質に由来するものですが、これらの水域については、利水状況等から人の健康への影響がないことを確認しております。また、生活環境項目では、水中の汚濁物質の量をあらわす指標でありますBODが、延岡市の沖田川下流と都城市の花の木川の2水域で環境基準を未達成でしたが、これは渇水による水量の減少が影響したものではないかと考えております。

次に、(2)地下水の測定結果についてであります。下の表2をごらんください。これまで調査を実施していない81本の井戸で行った概況調査では、2本の井戸で硝酸性窒素が環境基準を達成していませんでした。また、過去に汚染を確認した地点を調査する継続監視調査では54本の井戸を調査しましたが、4本の井戸で砒素が、13本の井戸で揮発性有機化合物が、5本の井戸で硝酸性窒素が環境基準を未達成でした。今後も引き続き監視を行うとともに事業者等への指導を適切に行うなど、良好な水質の保全に

努めてまいりたいと考えております。

環境管理課からの説明は以上でございます。

○佐藤自然環境課長 それでは、8ページをお願いいたします。保安林整備事業についてでございます。

この事業は県が事業主体となる補助事業でございます。1にありますように、県、国におきましては、森林法に基づきまして水源の涵養や災害の防止などの公益性の高い森林を保安林に指定してございまして、保安林機能を維持・強化するための森林整備を行い、水源の涵養及び県土の保全を図るものでございます。

次に、2の事業概要でございますけれども、

(1)にありますように予算額は3億2,327万6,000円であります。(3)にございまして、先ほど申しましたが、事業主体は県となっております。

次に、(4)の事業内容でございますけれども、

①の保安林改良事業では、松くい虫や台風等の自然災害で破壊されたり、潮害とか凍害の気象害、それから表土侵食などで機能が低下した保安林におきまして、編さく工、防風垣等の簡易施設を組み合わせた植栽を行うものでございます。また、立木が過密化した保安林の本数を調整する伐採や、その下に植栽を行い段階的に複層林への誘導を行うものです。事業費は1億7,606万4,000円で、負担割合は国、県がそれぞれ2分の1となっております。

次に、②の保安林保育事業は、水源地域における機能が低位な保安林などを対象に下刈り、除間伐等の保育作業を行い、水源涵養機能等の維持・増進を図るものでございまして、事業費は1億3,101万9,000円で、負担割合は国が3分の1、県が3分の2となっております。

次に、右側の9ページをごらんください。1

に書いてあります保安林整備事業の実績等にありますように、保安林改良事業、保安林保育事業ごとの21年度から23年度までの実績及び24年度の計画を記載しております。表の一番右側の欄、平成24年度の計画量につきましては、改良事業が214ヘクタール、保育事業が382ヘクタール、合計の596ヘクタールを計画しているところでございます。

次に、その下の2保安林整備事業施工例をごらんください。写真が2つ並べてありますけれども、左側の着工前の写真にありますように、木が立て込んで下草など植生が少なくなり、表土が流出しつつある水源涵養保安林におきまして、保安林改良事業により本数調整伐を行い、その下にイチイガシやヤブツバキなどの広葉樹を植栽いたしまして、右側の現在の写真にありますように、針葉樹と広葉樹がまじり合った植生が豊かな森林へと誘導しているものでございます。

なお、その下の参考にありますように、平成23年度末の民有林の保安林の状況を記載しておりますが、保安林は民有林全体の26%を占めておりまして、このうち水源涵養保安林が86%と最も多くなっております。今後とも、市町村等と連携いたしまして保安林整備事業等による保安林機能の維持・強化に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○水垂森林経営課長 森林経営課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。森林環境保全直接支援事業について御説明いたします。

この事業は、1の事業目的にありますように、森林の持つ多面的機能を将来にわたって健全に発揮させていくため、集約化し計画的に造林、下刈り、間伐などの森林整備を行う者に対して

直接支援するものであります。

2の事業概要でございますが、予算額は19億3,486万8,000円で、事業主体は地方公共団体や林業事業体等であります。

右側の11ページをごらんください。1の直接支援の対象者は、施業を集約化し計画的な森林整備を行う者であり、これは本年度から始まります森林経営計画の認定を受けた者となります。なお、括弧に記載しておりますように、24年度は経過措置としまして、これまでの森林施業計画の認定を受けた者なども支援の対象となります。ただし、その後は森林経営計画の認定を受けた者でなければ補助の対象とならなくなりますことから、森林経営計画の作成に向けて、昨年度から計画を作成する森林組合等に対して作成指導を強化してきたところでございます。

補助率は68%で、3の補助金の流れにありますように、国と県の補助金は、網かけの部分の森林経営計画の認定を受けた森林所有者等に直接支払われます。

この事業のねらいは、意欲と実行力のある者を直接支援することによって計画的な森林整備を推進していくこと、あわせて、施業集約化による伐採や集材経費のコスト縮減により収益が増加した分を森林所有者に還元していこうということでございます。本事業により施業の集約化が進み、持続的な森林経営が図られるものと考えております。

続きまして、12ページをお開きください。水を貯え、災害に強い森林づくり事業についてでございます。

まず、1の事業目的であります。この事業は、公益上重要な森林を対象に荒廃林地の再造林や間伐等を行い、公益的機能の高い森林づくりを推進するものです。

2の事業の概要であります。予算額は1億9,000万円で、これは森林環境税を活用した事業の一つであります。

(4)の事業内容ですが、①の広葉樹造林等推進事業のうち、アの広葉樹の造林は、水源地等の上流域で放置された森林を対象に広葉樹の造林を行うものです。また、イの広葉樹林への転換は、13ページの左上の写真にありますように、人工林を伐採する際に広葉樹を残すことで、早期に広葉樹林への転換を図ろうというものでございます。

次に、②の針広混交林等造成事業は、13ページの右上の写真にありますように、長期間間伐が行われていない森林を対象に強度の間伐を行い、針葉樹と広葉樹が組み合った植生豊かな森林に誘導するものであります。

③の里山人工林等再生事業は、竹が侵入し機能が低下している里山の人工林を対象に、竹を除去、整理するものです。

④の水土保持の森林づくり事業は、伐採跡地の水土保持機能の低下を防止するため、伐採後速やかに植栽するものです。

なお、本事業の対象となる森林は、13ページの上段の囲みにありますように、取水源やダム等の上流域の森林などに限定するほか、事業の採択に当たりましては、森林所有者と市町村及び事業者とで伐採制限等に関する協定を結ぶこととしております。

事業の説明は以上であります。引き続きまして、その他としまして、水資源保全に関する最近の動きについて御説明いたします。

14ページをお開きください。森林の土地の所有者となった旨の届出制度についてであります。

(1)の目的であります。新たに森林の所有者となった方を把握することにより、森林所

有者のいかに問わず、森林の適正な整備保全を促して、保安林における伐採制限等の規制や伐採・造林届出などの諸制度を円滑に実施し、水源涵養などの森林の有する公益的機能を維持していこうというものであります。

(2)の法的根拠であります。昨年4月に公布されました改正森林法第10条の7の2に新たに規定され、本年4月1日に施行されております。

(3)の概要であります。まず、①の届出の対象者は、個人、法人を問わず、売買や相続、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した者であります。届出の対象となる森林は、国土利用計画法の届出の対象とならない1ヘクタール未満となっております。

次に、②の届出期間と③の届出先につきましては、土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届け出る必要があります。

④の届出事項につきましては、新旧所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積、土地の用途などでございまして、添付資料としまして、土地の位置図や土地の登記事項証明書など、土地の権利を取得したことがわかる書類が必要となります。

⑤の罰則ですが、届出をしない場合、または虚偽の届出をした場合には10万円以下の過料が科せられることとなっております。

なお、市町村等にも情報提供をお願いしているところですが、現在のところ、県内では外国資本による森林買収は確認されておられません。

説明は以上でございます。

○岩下委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら御発言をお願いいたします。

○右松委員 何点か伺いたいんですが、一つは、10ページ、森林環境保全直接支援事業です。23年度から事業が始まっております。昨年度は森林経営計画の作成指導を強化されたということですが、ちなみにどういったところに指導してきたのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○水垂森林経営課長 従来の森林施業計画というものがございましたが、それを森林経営計画に再編し直すということで、この新しい計画は、施業を集約化してコスト削減に努めながら森林整備をやっていこうという取り組みでございます。その認定作業がこの4月1日から始まっておりますが、現在、主体となります森林組合等において作成を準備中でございます。現在のところまだ認定はなされておられません。

○右松委員 組合に指導を要請されているということで、民間の個人等には伝わっているかと思うんですが、私が伺いたいのは、予算額が19億ありますから、結構な額だと思えます。それで、ことし、支援対象の数とか規模はどれくらい予測されているのか教えてもらってよろしいでしょうか。

○水垂森林経営課長 御質問の趣旨は、この事業でやる事業量ということでよろしいでしょうか。

○右松委員 この事業を活用する、対象が、個人あるいは組合、公共団体も含めてなのか、その辺も含めて具体的にどういうふうに予測されているのか。既に24年度は始まっていますから、認定をどこに出す予定なのか把握されていると



思うんです。そのあたりのことを教えていただきたいと思います。

**○水垂森林経営課長** この事業の対象となりますところは、先ほど説明申し上げましたように、経営計画をつくっている、あるいは24年度は経過措置として従来の計画があればいいというようなどころでございまして、対象とする森林は、県内の民有林が計画を立てておれば、どこでも対象になります。森林所有者が森林組合に委託して実施するということがほとんどでございまして、そういったものが主になっております。そのほかにも市町村とか、民間の事業体で大規模な森林所有者がみずから行うといったようなものまで対象になります。

**○右松委員** わかりました。

ちょっと視点を変えて、その他、14ページに行きたいんですが、森林の土地の所有者となった旨の届出制度について伺いたいと思います。これは地籍の調査と連動しておりますから地籍調査とセットになっているというふうに考えているんです。ちょっと調べてみましたら、地籍の調査は農政水産部の農村計画課が所管をしているというふうに考えております。きょうは来られていないんじゃないかと思うんですが、県内の地籍調査は、環境森林と農政は打ち合わせとか調整はしておられるんでしょうか。一つ伺いたいのは、宮崎県の地籍調査が60.3%の進捗なんです。これは全国の進捗からいくと、49%が全国平均ですから、それなりに進んでいるというふうに考えております。そういった中で、調査が進んでいないところが、名前を挙げて恐縮ですが、西都市が15.9%、串間市が20.8%なんです。県内の平均から比べて極端に低いんですが、そのあたりの事情を環境森林部のほうで把握されているのであれば教えていただければ

と思います。わからなければ、また改めて後日で構いません。

**○水垂森林経営課長** 私どものほうでは、地籍については、情報はいただいておりますけれども、分析等はやってございません。ただ、地籍がはっきりしないところは、なかなか森林の施業が進まないということでございまして、地籍が終わっていないところにつきましては、所有者立ち会いのもと、細かい分筆とかいうものではございませんで、ただ単に境界を確定していくといったような事業にも取り組んでいるところでございます。

**○右松委員** 先ほど申し上げましたように、やはり外国資本との絡みもあれば、実態をしっかりと把握していくことが先決だと思っています。そういった意味で地籍調査は大事なところだと思っていますので、ここは部を超えてきちっとお互いに連携して把握してもらうようお願いしたいと思います。以上で終わります。

**○水垂森林経営課長** 外国資本による森林買収ということでございます。先ほどちょっと説明申し上げましたが、国土利用計画法では、森林の場合、1ヘクタール以上の土地の売買があった場合は、事後届けになります。知事に届け出ることになってございます。また、先ほど説明しました、それ以下の1ヘクタール未満のものにつきましては、新しい森林法の施行によりまして市町村長に届け出ることになっておりまして、お互い情報を共有するということから情報をいただいております。先ほども申し上げましたように、これまでに外国資本による売買の事例は、県内では発生しておりません。

**○右松委員** 今、せっかくお答えいただきましたから。昨年4月の森林法の改正で不十分だということで地方が動いているということは、御

承知のとおりだと思います。ですから、事前、事後とかこれからいろいろ話し合いがあると思うんですが、現段階で外国資本から買収されていないからいいという問題ではありませんから、その辺も含めていろいろと考えていければなと思っております。以上で終わります。

○井上委員 右松委員に関連してお聞きします。外国資本による買収は確認をされていないということですが、現実国内資本によるそういう動きというのは多くあるんですか。

○水垂森林経営課長 確認できておりますのは、森林法に基づく1ヘクタール未満の届出、それから国土利用計画法に基づく1ヘクタールを超える場合の届出でありまして、所有者が国内の方であれば件数的には大分あります。私どもがつかんでおります県内における20ヘクタール以上の大規模山林の取引状況は、18～23年度で申し上げますと、この6年間に23件、5,602ヘクタールの事例がございます。

○井上委員 この国内資本による23件の分については、最近、非常に問題視されるような形での売買ではないというふうに理解していいということですか。

○水垂森林経営課長 新しく所有者になった方が国内企業であるということでありまして、そこまでしか私どもは把握してございません。

○井上委員 国内企業で、余りにも違い過ぎる業種の人を買っているとか、そういう事例もないと。結局、懸念されるような材料は全くないというふうに理解していいかどうかということをお聞きしているんですけど、それはどうなんですか。

○水垂森林経営課長 新しく所有者になりました個人または法人について見ますと、林業関係の会社が主でございます。中には、どういう業

態の会社か企業名をインターネット等で調べて、ああ、こういう会社かというような事例もございます。

○井上委員 例えば特定の場所を集中して買っておられたり、現実私どもが懸念するようなことが想定されるような売買はないのかということが知りたいわけです。

○水垂森林経営課長 先ほどの18年度以降の事例で申し上げますと、土地そのものの所在につきましては特定の地域に偏っているということは認められません。

○中村委員 森林の場合は、農地と違って農地法の枠がかかっていないものだから、林野というのは所有権移転でぼんと直るんです。国土利用計画法の中で、農地の場合については、所有権移転する場合には、2ヘクタールだったと思うんですけど、大規模なときには農地法の枠があった上で九州農政局まで届出を出さなきゃいかんわけなんです。森林の場合はそういう規制がないから、ぼんと所有権移転になるんです。こういうことでは、事後の届出ではだめなんです。だからこれは、買う前にちゃんと届出を出しなさい、これでないと防げないんです。事後に買ったものを届けなさいといたって、買ったものを届けて、今さら所有権移転をもとに戻せますか。農地法ならば、所有権移転しようと思ったら、2ヘクタール以上だったと記憶しているが、それ以上の土地になったら、宮崎県の農地法の4条、5条の申請じゃだめなんです。3条申請をしないと。ところが、森林は直るんです。その辺をちゃんと考えておかないと、事後の届出だったら何にもならない。ただ罰則10万円ぐらい払ったって、直しただけ得です。そういうことを考えて水資源を守らないと。14ページを見て、甚だこれは抜けたところがあるなと思ったんです

が、どう理解されていますか。

**○水垂森林経営課長** 現在の法律、それから私ども県内の状況から申し上げますと、事前の届出という制度はまだないわけですので、今、委員がおっしゃったようなことは、今の段階ではできません。ただ、他県の状況では既に条例化しているところもございまして、そういったところは参考になるんじゃないかと考えております。

**○中村委員** まさしくそれを言っているわけで、「うちはそんなのありません」じゃないわけです。回答としては、「うちが今からそういうのをやります」ということでないと。事後の届出でありますから対象外ですみたいなことではいかんわけです。何のための特別委員会なのか。これはあくまでも水資源を守るための特別委員会であれば、やはり事後じゃなくて事前に届出をさせる。だからみんなと一緒に、他県の条例をいろいろ見たりして条例をつくっていきましょうよというのが、あなたの回答でなくちゃいけない。

**○水垂森林経営課長** 既に北海道とか埼玉、水資源の保全に関する条例を制定しておりますけれども、埼玉とか北海道の条例を見ますと、水資源の保全を主目的としてございしますが、別な目的として森林の持つ公益的機能の維持・増進ということも掲げられておりまして、私どもとしてはこうした条例につきまして研究してまいりたいというふうに考えております。

**○中村委員** この特別委員会を立ち上げるのにいろいろありました。こっちがいいあっちがいいというのがありました。自民党が主張したのは、外国あたりから水資源を買収されたりしたらいけないので、これを立ち上げましょうということが主眼です。だったら、私たちが条例を

つくりますじゃなくて、委員会と手を取り合っ  
て条例をつくりましょうよと、そういう形でお互いにやっていかないといけないと思うんです。せつかくのいい機会ですから、埼玉県の条例やら取り寄せてちゃんとやっていかないとかんと私は思っています。

**○楠原環境森林部次長** 県内の事業につきましては、今、市町村とも連携をとって情報はきちっと上げてもらうようにしております。そういった中で、適切に管理されることが重要ですので、そういった意味での適切な管理がなされるように指導體制をとっているということです。

委員おっしゃいましたように北海道と埼玉県がつくっています。特に北海道は買収事例等があったという背景がありますので、そういった事情等、実行の程度とか含めて今後研究していきたいと思います。

**○中村委員** なぜこういうものをつくったかという、研究を速やかにしないと、悠長なことを言っておつたら、さっきから繰り返しになるけど、地目が森林であればだれでも買えるんです。それで所有権がばんと直る。農地法の3条、4条、5条申請とかそんなのは要らない。だから怖いんです。急いでちゃんと我々が検討していかないといけないと思いますので、どうかひとつ早急にここに出してください。埼玉県条例、北海道の条例、こういうのがありました。これを宮崎県に当てはめるとどうなりますねと、そういうのが必要だと思うんです。部長、どうですか。

**○堀野環境森林部長** 森林の場合は、御指摘のとおりだと思います。現状でいけば、事後の届出制度になっておりますので事前の法規制がないということは事実でございます。我々としても、御指摘の点も踏まえまして、今お話に出た

ような条例を既に取り寄せてはいるんですけれども、その内容の分析とか必要性、効果等々を十分検討して、この場で議論というところがおこがましいんですけれども、いろんな形で研究させていただきたい。また、県庁内関係部課もございますので、そういったものとも一緒にやっていきたいというふうに考えております。

○中村委員 我々議会において、条例をつくるとなると、我々で条例をつくるか執行部がつくるかなんです。本来、県議会と執行部が相まって条例をつくるのが私は一番いいと思います。そういったことでは初めてのケースだし、お互いをつくっていきましょう。こっちがこっちがじゃなくて。それが一番望ましいと思う。そういったことでひとつ検討してください。

○井上委員 質問の途中で交代されてしまったので、言うに言えないまま……。趣旨としては同趣旨に近いところなのでいいんですが。

結局、今、中村委員からも出たようなことが確実に起こるわけですね。先ほど次長から言われたように、森林の保全をきちんとやっていただけるかどうかということ、これは物すごく重要なことなんです。岩手に私ども林活議連で行ったときに、企業の森とかで、企業が買っていたいて、その後、地域の皆さんと一緒に頑張って森林を確保していくということに使っていただくとか、そういうのは非常にいいと思うんです。ずっと森林を育てていこうと、そして水保全もしていこう、それは非常にオーケーな事例です。

ただ問題なのは、一たん国内で買って置いて、次に売買されるときに大きくやられることが非常に怖いわけです。そういうことは可能性があるわけです。先ほど、ちょうど言う前に言われてしまったので残念ですが、結局、自分たちの中でもどこかで歯どめをしていくことが必要だ

と思うんです。売買は法律どおりにやられていることについては認めざるを得ない、今の法律どおりでやられるとしようがないとなってしまうと思うんです。だから、それをどうかして歯どめというか、それが監視できるような状況を自分たちでどうつくるかということのほうが大変重要なのではないかと思います。うちは林業県なので、林業県であるということを考えたときに、やはり他県を見習ってでなく先進的にやるということが、私どもにとって一番の課題。「宮崎県やら買やらんわ」と言う人もいるかもしれない。でも、それって大きな問題点があると思うんです。先ほど次長から言われた、一番は森林の保全ということ。そこをきちんとやっていただけるかどうかを見きわめていく。だれに売って、その山を今まで管理してきた人がそれでよかったでは済まないということを確認しておく必要があるのではないかなと思うんです。

今回、いろんな意味で議論もした上でこの委員会はでき上がっているわけだから、そこを懸念される部分があるということを考えれば、慎重な態度で常に監視しておくことは必要なのではないかなと思うんですけど、そのあたりについて、私から見るとちょっとあいまいというか、国内の企業なので、このヘクタール数が多いのか少ないのかそこは認識の違いもあるとは思っています。この23件も含めて今後動向を見ていく必要があると思うんですが、それはどのようにして行われるんですか。商取引なのだから終わりですか。

○楠原環境森林部次長 総数5,600ヘクタールというのが出ましたけれども、私たちが今把握している中では3,000ヘクタール近くの大きい取引も行われております。これについてはむしろ、

買いに来たというよりか、所有者の事情もあって売買がされたというふう聞いています。例を申し上げますと、実際、日本の大手の林業会社を買収しておられます。そのほかにも多くが、把握できている範囲では林業関係の会社を買収されております。そういう意味では、先ほど申し上げましたように、大規模土地取引20ヘクタール以上の把握も含めまして、事前に情報収集する方法については市町村等と連携するしかありませんので、なるだけ情報を的確に把握しまして、適切な整備ができるか、あるいは伐採、造林等における指導といったところでやっていきたいと思っております。

**○井上委員** 大型と呼べるような売買については、監視という言葉が適切ではないかもしれないんですけれども、注視しておく必要はあると思うんです。ですから、市町村からの情報というのはきちんと受けるような道筋をきちんと立てておいて、そのような緊張感を持った対応をしていただきたいというふうに思っています。環境森林部の方向性は決して間違っているとは思っていないので、ぜひこれから委員会と一緒にやっていただきたいと思っております。

もう一つ、水質環境基準等監視のことについてお尋ねしたいと思うんですけど、生活する者にとってみると、常々水質の保全というのは非常に大事だと思っているわけです。今、みんなが過剰に反応している放射線量です。最近、海開きが近くなっているんで、海の中に潜って水を採取して放射線量をはかってというようなことをしておられますが、河川についてそういうデータをこれまでとってきたことはあるんでしょうか。

**○富永環境管理課長** 河川についてはデータはありません。

**○井上委員** 宮崎県は雨が降ったりいろんなときに放射線量をきちんとはかってきて、今までのデータというのはあるんです。それで、過剰と言えは過剰なんですけれども、水質環境基準等監視という目的の中に線量を入れることは、今後あり得るものなんですかないんですか。検討もされていないという状態なんですか。

**○富永環境管理課長** 基本的に、大気降下ばいじん、上から降ってくるものを測定してまして、そのレベルは非常に低いということで、それが地面に落ちて雨で河川に流れると思うんですけれども、そういう意味では河川の放射能というのは、もしあったとしても非常に低いレベルだろうということで大丈夫だと思っておりますし、昨年、海を検査しましたけれども、検出されていません。という意味で、公共水域については今のところやる予定はありません。

**○井上委員** 今後、検討の余地も全然ないんですか。ここまで神経質にならないでいいという部分もあるんですが、私が言っているのは、データとして持つておくことはあってもいいのではないのかと思うわけです。大気汚染との関係も含めてですけど。それで、こういうものの中にそれを入れるということは不可能なのかどうか、そこを知りたいんです。

**○富永環境管理課長** 国の水質基準は放射能については規定がありませんので、もしやるとすれば県独自でやることになると思いますが、先ほども言いましたように降下ばいじんとか大気中の浮遊粉じんの放射能レベルは非常に低いレベルですので、それが河川に影響しているとは思えませんので、検査したとしてもデータは不検出だろうと思っています。昨年の3月からどんどん減る方向で、ふえる要素はありませんので、そういう意味でも大丈夫だろうと思ってお

ります。ほかのところでも河川について問題になっているところはありません。

○井上委員 全国でも、今、宮崎がやっているのと同じで、それをとりたててやっている地域はないということですね。

○富永環境管理課長 どこかは記憶にないんですけど、水道水については検査をしているところがあったと思います。

○徳重委員 地下水の測定結果についてお尋ねしてみたいと思います。7ページに出ておるわけですが、地下水の調査が行われております。地下水の検査の中で、新たな検査81カ所されていますね。その中で都城の2本の井戸が基準を未達成ということのようですが、81カ所というのは県内全体ですか。

○富永環境管理課長 県内で81地点をやったということです。

○徳重委員 都城はそのうちの何カ所ですか。

○富永環境管理課長 調べますので、しばらくお待ちください。

○徳重委員 後で数は教えてください。

そこで、2本の井戸が亜硝酸性窒素が基準をオーバーしておったということですが、こういう地下水はどういう措置とか対策、ここの井戸は使ってはいけませんよということで閉鎖するのか、どうされているんですか。今までの実績をひっくり返して。

○富永環境管理課長 基本的に、有害物質等が検出された井戸については、その所有者について、飲用はやめてくださいということを指導しています。そして検出された井戸の周囲の井戸も測定して安全かどうか確認しております、もしそこも不都合であればそこを指導することになります。

○徳重委員 全体81のうち都城を何カ所調査さ

れたかわかりませんが、密度としては非常に濃いのかなと思うんです。その地域の井戸水は亜硝酸性窒素が多いんだということを知らしめる必要があると思うんです。そして地域の人たちがそれをできるだけ飲用しないようにということだと思し、さらに、家畜に対しては影響は全くないと思っていられるんですか。

○富永環境管理課長 まず、家畜の影響についてですけれども、家畜は人間と一緒に、メトヘモグロビン血症といって赤血球に亜硝酸がついて呼吸困難になるという症例がありますので、余り濃いとだめなんです。同じ基準でやっています。それも注意喚起はしています。

○徳重委員 それが守られなければ、調査した意味もないし、また今後そういった障害が出てくるようなことになっては申しわけない話であって、そこ辺はある程度徹底しなければ、ただ、調査しました、報告しておきます、地域の人は知ってください、わかってくださいよと、こういう程度では意味がないんじゃないかなという気がするものですから、そこ辺の徹底は今後どうされていくのか、あるいは継続的に喚起していくのか。そういう状況ですということ。毎年、亜硝酸性窒素の値が高いところは継続して調査するとかいうことをしない限り、1回調査してだめですよというようなことでは、住民の皆さんは迷惑千万な話だと思うんですが、いかがですか。

○富永環境管理課長 まさにそのとおりでして、基本的に、1回検出された井戸については、継続監視調査ということで毎年検査するようにしています。昔、モニタリング調査と言っていました。

都城地区の亜硝酸性窒素につきましては、都城市、鹿児島県曾於郡、小林市も入れて都城盆

地硝酸性窒素削減対策協議会というのを設置していきまして、その中でいろいろ対策をとっております。

**○徳重委員** 今、何カ所かは指定されているでしょう。しかし、井戸水を飲用として使用している家庭はかなりあるのではないかと、そういう調査をされたことがあるんですか。

**○富永環境管理課長** 井戸水の調査につきましては、平成22年に全県で、井戸の使用状況、それからどういう用途をされているかということについて調査をしております。

**○徳重委員** 調査されて、井戸水を使っていますと言っているところのこういう検査はされているんですか、それともそれは本人が調査に出さない限り調査しないんですか。

**○富永環境管理課長** 基本的に井戸水が飲めるかどうかの検査については、本人が保健所等に依頼して検査してもらおうことにしております。

ただ、81本と言いましたけれども、これは5キロメッシュに県内を区切って井戸の地図をつくっていきまして、その場所を、ことしはここを調査、ことしはここということで順繰りに回るようにしています。そういった井戸について調査をしています。

**○徳重委員** 確かにそういう調査をされることは、状況を県民に知らせるという意味では非常に効果もあるしいことだと思っております。今、県内の調査をしたとおっしゃいました。その人が検査に持っていく確率というのは何%しかないんじゃないかと思っております。その周辺の人たちがもし井戸水を飲んでいたらしゃるんであればですね。だから、ある程度強制的にとつたらおかしいかもしれませんが、個人がお金を出したにしても、検査をしてください、保健所に持って行ってくださいというような広報、知ら

しめることは必要じゃないかと思っております。ただ調査をしまして、検査を一部はしておりますという程度では、全く意味のない話かなという気がしてならないんです。都城で何カ所かやっている中で2カ所ぼんと出ているという事実を考えたときには、もうちょっと末端にしっかりと調査が浸透できるようにしてほしいと思っておりますが、いかがですか。

**○富永環境管理課長** まさにそのとおりでして、それを含めて都城盆地対策ということで市町村を含めて検討会をして、広報についても対応しているところであります。

**○徳重委員** 自然環境課のほうにお尋ねしてみたいと思いますが、保安林整備事業がずっと進んでおります。ことしも596カ所、6ヘクタールということですか。これは計画的に進められておられると思うんですが、宮崎県の保安林の状況からして、こういう数字であと何年ぐらいかかれば一通りの整備が可能なんですか。

**○佐藤自然環境課長** 先ほど申しましたように、自然環境課として対象にしております保安林は民有保安林ということで10万8,000ヘクタールほどあるんですけれども、そのうちすべてをやるということは考えておりませんで、基本的には、林況が悪化しているとか表土が流れやすい状況を調査いたしまして、そのほうから優先的にやっておるところでございまして、あと何年という計画は持ってございません。

**○徳重委員** 保安林は非常に、防災あるいは地震その他で第一線というんですか最前線に位置するところですね。この保安林は何とかちゃんと整備してほしいと思っているわけで、少なくとも海岸線の保安林、あるいは霧島、新燃岳周辺の保安林、危険性の高いところについてはできるだけ早く整備するように、計画どおりだと

いうんじゃないくて、もう少し思い切った手を打ってほしいと思うんですが、いかがですか。

**○佐藤自然環境課長** 今、委員のおっしゃるとおりでございまして、特に海岸付近は、今回の東日本の震災もございまして。実際申しますと、今までの実績のかなりの部分が、海岸の保安林の植栽とか、防災機能を追加した堆砂かきの費用でございまして、そのほかに、10ページの森林環境保全直接支援事業の中でも保安林等の事業がございまして、その辺を含めまして全体を保安林機能の強化に努めていきたいと考えております。

**○蓬原委員** 森林保全という観点からお伺いします。所有者の実態、先ほどに返るような話になりますけれども、所有権移転、いわゆる相続、移転がスムーズに進んでいるかどうかというのは、放置林につながる話だと思うんです。この前、どこの新聞でしたか、第1面のトップに大きく掲げてありましたけど、調査をかけたところ、江戸時代の何とか孫左衛門とかいう名前がそのままずっと残っていて、その人たちはその近くに住んでいない、都市に住んでいる。相続しなければいけないのはわかっているけども手続はとらずに、お金にもならないし財産保有にもならないものだから、そのまま放置されていて、山は荒れ放題になっていくという実態が、私どもの近くでも結構あります。その実態の把握ということは、実際は動かないわけだから届出もあるはずもないわけで、ますますわからんわけでしょうけれども、所有権がうまく進んでいるかということについての把握。

というのは、例えば林地崩壊対策事業等をするときに、世代がかわればかわるほど物すごくつながる人たちがふえるわけですから、印鑑をもらう人の数が物すごくふえてなかなか事業が

進まない。今ありましたけどね。水源地を保護しようにも、所有権がうまくいっていないから、どこに印鑑をもらいに行けばいいのか、用地買収に行けばいいのかということが大きな阻害要因にもなりかねないということがあるんですが、このあたりの所有権移転の実態、スムーズに進んでいるかどうか。それから放置林の実態、どうとらえておられるか。

それともう一つ、環境森林部が林地崩壊対策事業をする場合においてその所有権移転がうまくいっていなかったがためにその事業は進まなかったという実態はないのかどうか、その3点。

**○佐藤自然環境課長** 最後の3問目の、保安林関係の事業をするときにそういう支障でできなかったところはないのかという御質問でございまして、保安林事業は保安林指定が前提になっております。保安林指定につきましては、所有者をはっきり確定した上で指定するというところでございまして、委員がおっしゃいましたような、一般の民有林のような何代も前の人という形態はまずないと思っております。一般民有林につきましては、委員がおっしゃったとおりでございまして、相続登記が進まないために手続がうまく進めないという実態は大分あるようでございまして、先ほどの右松委員の意見にもございましたように、本県は6割ぐらいが地籍は済んでおりますので、その辺を含めながら解決していくべきではないかと思っております。どのぐらいが登記が適正になされていないかという指標は、数字的にはないだろうと思っております。

**○水垂森林経営課長** 1点目の所有権の移転につきましては、私どものほうは進んでいるのかというデータは持ち合わせておりません。ただ、先ほど説明しました、計画を策定



する際に森林所有者等のお話を聞きますので、その際に、もし所有権移転がなされていないのであればそういうことを促すというようなこともありますし、あるいは森林施業する上で境界が明らかでないとな施業ができないものですから、所有者に立ち会っていただいて——これは地籍とは関係ないんですけども、ここが境界だというような取り組み、森林境界の明確化作業と言っておりますが、そういったものには取り組んでいるところでございます。

それから放置林の実態でございますが、実数がどのくらいあるかは把握してございませんけれども、今年度から要間伐森林の調査、間伐が必要な箇所の調査というものを行いますので、その中で、100%は把握できないかもしれませんが、ある程度は掌握できるんじゃないかと考えております。

○蓬原委員 今の説明からすると、水源涵養保安林については問題ないのかなと思います。

もう一つ、発展して聞きますけれども、今、水源涵養保安林として指定している——マップもあると思うのでマップを後日見せていただきたいと思うんですけども、水源涵養という意味で、今の保安林指定で十分か、これについての見直しとか、将来的にはもっと広げたほうがいいとか、そういう検討は内部では全然なされていないんですか。

○佐藤自然環境課長 今回の指定状況で十分かというお話です。民有林の指定状況が26%ぐらいと申し上げましたけれども、国よりも数ポイント低い状況にございます。昨年スタートいたしました森林・林業長計の中では平成32年までに31%まで引き上げるという目標を掲げているところでございます。

○蓬原委員 31%に引き上げるという目標があ

る……。

○佐藤自然環境課長 31%までという目標を掲げているところでございます。

○蓬原委員 31%、今26%ですから、あと5%ですか。40とかじゃなくて、31という非常にあいまいな細かい数字が出ています。かなりシビアにやられた数字だろうと思うんだけど、アバウトでいいですからその31の根拠を。

○佐藤自然環境課長 済みません。ちょっとお待ちいただけますでしょうか。

○岩下委員長 後でいいということですが、いかがですか。

○佐藤自然環境課長 基本的には、今までの実績と国の目標等を勘案して5ポイント上げるということ……。

○蓬原委員 刻みのいいところで、消費税のような数字の上げ方だということでしょう。

きょうは議論の始まりですから、アバウトなことをいろいろ聞いておきたいんですが、売買実例、私どもも先祖からもらった山がありまして、ヘクタール1万円という時代、数年前に売りましたが、今、山の価格というのがかなり下がってきている。私は当然だと思っているんですが、売買実例がどのように動いてきているかという価格の推移、そのあたりは押さえておられましょうか。

○水垂森林経営課長 国土利用計画法に基づく1ヘクタールを超す森林の場合は知事に届け出ることになっておりまして、その中で森林の面積、売買価格、地上物件、例えば杉の何年生がそこに植わっているか、そういったものを記載して届けることになってございます。それを分析すればはっきりわかるんでしょうけれども、今、手元にございませんので何とも言えないところですが、今、蓬原委員おっしゃいま

したように1平方メートル10円程度というよう  
な事案が多かったように記憶しております。

○蓬原委員 これはお願いですけど、大事なこ  
とだと思っんです。やはり森林の所有者がいろ  
んな事業をやったにしても、ちゃんと森林の保  
全をやっていくかどうかという意欲につながる  
話でもあるので、できたら過去10年ぐらいの売  
買事例はポイント、ポイントで、ある程度押さ  
えておいていただくと、いろんな参考データに  
なるんじゃないかと思っんですので、お願いし  
ておきたいと思っんです。

あと1点だけ。森林法というのは個別規制法  
じゃないかと思っんですけれども、開発行爲と  
の関連、先ほどから所有権移転は非常に簡単だ  
という話ですよ。保安林等についてはいろん  
な制限があるんでしょけれども、ほかのとこ  
ろも含めて、きょうは水源保全ということす  
からその観点から入りますけれども、開発行爲  
への規制というのはどのようなものがかかって  
いるのかということをお教えください。

○佐藤自然環境課長 開発行爲と申しますのは  
林地開発許可というのがございまして、これは  
昭和49年にできた制度でございまして、  
1ヘクタール以上の開発行爲に対しては許可を  
受けた上でないと開発できないことになってお  
ります。

○蓬原委員 確認になりますけれども、したがっ  
て、1ヘクタール（1万平方メートル）未満は  
許可なしでもできる。これは届出の義務とかあ  
るんでしょ。

○佐藤自然環境課長 それにつきましては、伐  
採する際に伐採及び造林届を市町村に出します。  
そのときに用途をどういうふうにするか書く欄  
がございまして、それにつきましては許可とい  
うことではございせんけれども、例えば駐車

場にするとか切り開くということが書いてあり  
ますと、県、市町村のほうで指導していくこと  
になろうかと思っんです。

○蓬原委員 それと除草剤の使用ということす  
。法人が山を買った場合に、非常に効率的に  
下刈りをしたいがために、かつて、場合によ  
っては除草剤を使っていたという事例を聞いた  
ことがあるんですが、これについては除草剤を使  
つてはいけないという規制があるんですよ。わ  
からなかったら後日でもいいですから教えてく  
ださい。

○水垂森林経営課長 規制しているのかいない  
かということにつきましては、後ほど回答させ  
ていただきます。

○蓬原委員 後はお願いですけど、水源涵養保  
安林の全県の指定状況のマップと、県外法人が  
宮崎県内の土地を買って、20ヘクタール以上が23  
件とおっしゃいました。その重立ったもののリ  
スト、どういう会社、所在地がどこで、代表が  
だれだと。これは別に個人情報保護には触れな  
いことですよ。できたら我々委員会として  
いただくとありがたいと思っんですので、要望し  
ておきたいと思っんです。

○岩下委員長 今の要望よろしいでしょうか。

○水垂森林経営課長 今の要求の内容といた  
すのは、先ほど私が説明しました20ヘクタール  
を超す分2件に対してということですよ。  
よろしいでしょうか。

○蓬原委員 20ヘクタールというと結構大き  
いんですよ。だからそれ以下もあるはずなん  
ですよ。虫食いの的に水源涵養のところを買  
われても、いろんな意味で困るだろうと思っ  
んです。わかるものはある程度以上の面積の  
ところはお出しいただくと、我々も把握す  
る上でありがたいと思っんです。

○岩下委員長 今、蓬原委員からもありましたけれども、打ち合わせをさせていただきながら資料関係お願いしたいと思います。

ほかに質問はございませんか。

○宮原委員 ちょっと聞かせてほしいんですけど、わが町のいきいき森林づくり推進事業というところで、対象となる森林が、集落の上部や水源地の上流域において伐採の回避や伐採跡地の植栽等が必要と判断される森林、これは、たくさん手が挙げたときにどこがこれを判断するんですか。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 これは市町村からの申請によって判断させていただくということで、市町村が集落上部を保全したいとお考えであれば、そのような措置になるということでございます。

○宮原委員 余り難しい基準はないということですね。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 大まかに二通りございまして、集落の上部、あるいは将来、水源地として管理したいと思われる2タイプで決めております。

○宮原委員 先ほど蓬原委員から山の価格が1平方メートル10円、要は1反の1万で、1町歩の10万しかせんということになるんですけど、この山を公有林にするときに、それぞれ年度はありますけど、平成23年度43ヘクタール、えびの、綾、木城、西米良それぞれが幾らぐらいの面積を購入されて、補助金が2分の1か4分の1かついているわけですから、これはどうなりますか、すぐ出ますか。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 まず、面積から申し上げます。えびの市で1.92ヘクタール、綾町が1.2ヘクタール、木城町が21.07ヘクタール、西米良村が19.07ヘクタールとなって

おります。

それから、金額は少しお待ちください。事業費でよろしいでしょうか。えびの市が182万7,200円、綾町が199万6,000円、木城町が1,156万7,442円、西米良村が2,200万円で、合計3,739万642円でございます。

○岩下委員長 ほかの委員もいらっしゃいますので、よろしかったら一覧表で後ほど提出していただくとありがたいと思います。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 了解いたしました。

○宮原委員 20年度からずっと見たときに、20年度に4市町村、21年度に椎葉と諸塚が入って、22年度、23年度から新規のが入っていないんです。だから、地域別で見ると2分の1のところはほとんどで、木城だけが4分の1ということになります。1回取り組まれているところはずっと継続するのかなという気はするんですけど、別の市町村からはこういった要望というのは余り上がってきていないのでしょうか。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 事業そのものは20年度から開始してございますけれども、事業を始めるに当たって各市町村に要望を照会したところ、県内で11市町村要望があったということで、それから以降、毎年度、単年度ごと照会をしておる結果でございます。

○宮原委員 はい、わかりました。

○緒嶋委員 水質環境基準は都城あたりを中心にされておるけれども、口蹄疫関係で埋却された児湯地帯は別に水質が問題になっておることはないんですか。いろいろ懸念は最初からあったわけです。問題がないほうがいいわけだけど、今のところそういった心配はないということですか。

○富永環境管理課長 埋却地周辺調査のことで

すけれども、現在、口蹄疫の埋却地が300地点、鳥インフルエンザの埋却地が19地点、合計319地点あります。そのうちに、今現在、地下水で異臭がするという申し出があっている井戸、湧水等4カ所で検出されております。継続調査をしております。

○緒嶋委員 問題のあるところは、その対策的なものは何かされておるわけですか。

○富永環境管理課長 対策はうちのほうではできませんけれども、農政のほうで排水を三方張りにしたりいろいろ対策をされております。もし井戸水を使っていらっしゃるのであれば、水道を引くとかそういうこともできると思いますので、農政のほうと連携しながら進めてまいります。

○緒嶋委員 監視はあなたたちのほうでされるわけだから、連携してそこ辺をうまくやらんと、向こうでやっておりますだけじゃいかん。どういふことをぴしゃっとやっておるかということや環境管理課が十分知っておかんと、向こうがやっておりますだけじゃ十分な管理体制ではないと思うから、そこあたりぴしゃっと連携をとりながら、場合によっては環境森林部が指摘して指導するというようなところまでいかんと、向こうに任せておりますというようなことではうまくいかんのではないかと思うんです。そのあたりはどうですか。

○富永環境管理課長 おっしゃるとおりでして、うちは直接ではないんですが、保健所と振興局と一緒に調べておりますし、対策も一緒にやっております。そのおかげで、昨年は大分おいとかあったんですけれども、ことしは大分薄くなって、今のところ異常が検査されているのは、4カ所のうちの1カ所が少しにおいがすると言われております。

○緒嶋委員 万全な対策に今後とも努めてほしいというふうに要望しておきます。

それと森林環境保全直接支援事業でありますけれども、森林経営課。補助率はわかるんですけども、補助の基本となる金額的なものはどうなっておるわけですか。補助率が68%だけど、これだけじゃ金額はわからんわけです。何を基準に68%か。

○水垂森林経営課長 内容的には、造林、下刈り、除伐、間伐こういったものがございまして、基準となります金額につきましては標準的な金額を算定しておりまして、造林でありますと、杉を1ヘクタール、2,500本植えた場合でありますと事業費は約83万円になります。したがって、それに補助率68%を掛けますと1ヘクタール当たり56万余の補助金が行くということでございます。同じようにしまして、下刈りでありますと、下刈りを1ヘクタール実施した場合、1ヘクタール当たり12万1,000円かかりますので、補助金が8万2,000円余となります。除伐も単価は一緒でございまして、事業費が12万1,000円で、補助金が8万2,000円余、それから間伐につきましては、搬出する材積が何立方メートル持ち出すかということでおのおの違ってまいります。標準的にヘクタール当たり45立方メートル持ち出すということでありまして、事業費が28万円余、したがって補助金が19万円余ということになります。

○緒嶋委員 ありがとうございます。

そういうことであれば、森林経営計画が明確なところは未植栽地というのは余り発生せんというふうに見えていいですか。

○水垂森林経営課長 伐採後確実に造林していただくということで、今現在取り組んでおります。ただ、奥地で林道から大分離れているよう

な箇所、経済的に成り立たないようなところまで再造林しろという指導はしておりません、そういったところは自然の緑化に任せるといような取り組みもやっているところがございます。

○緒嶋委員 わかりました。

先ほど中村委員が言われた、今後、水資源が外国資本等によって買収されるんじゃないか。特に21世紀は水戦争の時代だというふうにも言われておるし、全国的には外国資本が1,500ヘクタールぐらい買収しておるんじゃないかと、北海道のニセコとかいろいろですね。そうなるは大変だというようなことで、日本は、石油はない、ただ水資源だけは自給できるわけです。そうなればこれだけは守らにゃいかんという認識を我々も持って、これを何とかしよう。これは国が法律で規制する面——グローバルな時代でありますので、世界の中でそれだけを規制するというのはなかなか難しい面もあるかもわからんわけですけれども、条例である程度規制もできるし、取引の不正なものがあり、また外国資本から買収されるということはゆゆしき問題だから、そういうことがないような手だてを今しておくべきではないかという意見もあって、この特別委員会もできたわけですので、これは執行部も我々も協調しながら、そういう懸念がないように条例化するという目的を持って努力していかにゃいかんと思いますので、お互い情報を出し合って、また我々も北海道とか、場合によっては埼玉とかに視察に行つて向こうの状況等も十分熟知しながら対策を立てていく、また、国に対しても当然要望もしていくというようなことにならなければ、この特別委員会の意味もないわけですので、お互い共通認識を持ってこの特別委員会で前進させていくべきだと

思っておりますので、部長を中心に、そのあたりの認識を我々と同じくするという前提で進めてほしいと思いますが、部長、どうですか。

○堀野環境森林部長 先ほども申し上げましたけれども、御指摘のように、今の法体系の中では不十分な部分もあると感じています。次長のほうから申し上げましたけれども、森林の整備、機能保全等々の目的もございまして、他県の事例等も参考にしながら——主体性を持ってというお話もありましたけれども、我々としては、林業県でございまして、そういった部分も十分調査しながら検討、研究していきたいと考えております。以上です。

○新見委員 環境保全の森林整備事業についてお尋ねしたいんですが、右のほうに機構の組織図があります。これを見ると流域市町村として10市町村ですが、負担金を支出しているのは4関係市町村、この機構を構成している残りの6流域市町村は機構の中でどういった立場にあられるんでしょうか。直接県に関係ない部分ですけども。

○富永環境管理課長 流域市町村は10市町村ありますけれども、一ツ瀬ダムと渡川ダム上流域の市町村が4市町村になります。その下流の市町村が残りの6ということになりまして、残りの6市町村からは——民間募金と書いてありますけれども、緑の募金から前年度の募金の1割を納入してもらっています。そして下流の宮崎市でしたら、一ツ瀬ダムの水量が減ったときに海水が遡上してきますので、それを防ぐために佐土原の浄水場のほうに宮崎市の水道管をつなぐとか、いろんな対策を下流域でされております。

○新見委員 4ページの一覧表の一番下、民間募金とあります。これは純粋に民間企業等が拠

出しているのかと思ったんですけども、そうでもないわけですね。

○富永環境管理課長 先ほどもちょっと言いましたけれども、流域市町村の緑の募金のほうからいただいております。

○新見委員 はい、わかりました。

○丸山委員 その他の14ページの関連ですけども、大きな問題は、農地法と森林法の基本的な考え方が違ってきていて、届出制度が事前の届出なのか終わった後の届出なのかということなんですけれども、なぜ森林法は事後の届出という形にこれまでなってしまうのでしょうか、それがもしわかれば教えていただきたい。

○水垂森林経営課長 森林法では事後の届出ということでございますが、その背景等につきましては、申しわけございません。承知してございません。

○丸山委員 その辺が大きなポイントになってくるんじゃないかと思しますので、その辺は今後の委員会の中でお互いの意見交換をしながら、どうすればいいのかを含めてやらせていただければありがたいと思います。

もう一点、最後にしますが、10～11ページの森林環境保全直接支援事業ですが、先ほど緒嶋委員の質問で補助金の標準的な金額は出されているんですが、平場の山と奥地の山、特に県北の山と県南の山というのは、かなり急峻な山が県北、県南のほうで平場という形になってくると、恐らく森林計画もなかなかうまくいかない、差がどんどん出てくるんじゃないかと非常に心配をしているんです。ことしの9月までは昔の森林計画で施業などができるんですけど、9月以降、いわゆる10月に入ってから是非常に心配しているんです。今の進捗状況をどのように県として把握されているのかお伺いしたいと思

います。

○水垂森林経営課長 新しい森林経営計画の策定に向けましては、補助体系がこうなるのでどうしてもつくらなければいけないということで、今までの施業計画とは策定の仕方が異なっております。大きな作業ですけども、昨年度から主体である森林組合等を指導しているということでございます。今現在、まだ1件も認定した事例はございませんが、8つの森林組合すべてで鋭意取り組んでいるところでございます。

○丸山委員 森林組合は鋭意取り組んでいらっしゃるんですが、一番大変なのは、右松委員が言ったように、地籍が終わっていないところで情報がちゃんと入らないと、個人情報ということで物すごく障害になっているとよく聞いていますので、これはもうちょっと県が踏み込んでいただかないと、実質でき上がらないんじゃないかと。プラス、先ほど言いましたとおり、森林経営計画、この施業計画によって、山によって、再投資する山、放置されている山、どんどん差ができるんじゃないかと非常に懸念しております。そういうことが最終的には水資源という大きなものにはね返っていくんじゃないかと非常に心配していますので、宮崎県は、林業県であれば、しっかりと差がないような形、姿をつくっていただきたいことを要望して、終わりたいと思います。

○岩下委員長 要望でございました。

時間の関係で、丸山委員を最後にしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富永環境管理課長 済みません。先ほどの徳重委員からの質問ですけども、都城市内のメッシュ調査は5本の井戸でやっております。

○徳重委員 5本のうちの2本というのはすご

く密度が高いんですよね。その2本はどことどこかわかりますか。

**○富永環境管理課長** そこまでは公表しておりません。

**○岩下委員長** また後日いろいろ打ち合わせをしていただければと思います。

それでは、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

---

午前11時38分再開

**○岩下委員長** 委員会を再開いたします。

まず、先日開催されました委員長会議の結果につきましては、先日の常任委員会で資料の配付がありましたので、説明は省略させていただきます。御協力をよろしく申し上げます。

それでは、協議事項（1）の委員会の調査事項についてであります。

お手元に配付の資料1をごらんください。1の当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時議会で決議されたところでございますが、2の調査事項は、本日の初委員会で正式に決定することになっております。資料の上段に記載している3つの項目は、特別委員会の設置を検討する際に各会派から提案がなされていた項目をまとめたものでございます。その下に若干修正いたしました正副委員長案を記載しております。特別委員会設置に当たり、各会派からの要望を整理しました各項目は、いずれも重要な項目と思っておりますが、今後、限られた時間の中で重点的に調査を進めていく必要がありますことから、調査事項としては水資源の保全に関する項目に絞ることとし、水の利活用が中心となる水利については、調査事項としては明記せ

ず、必要があれば調査を行うということで、調査事項（1）の水資源保全の中に包括する形にしてはいかがかと思ったところでございます。

そこで、調査事項につきましては、（1）水資源の保全に関すること、（2）外国資本等による水源（森林）売買に関すること、（3）環境問題に関すること、としてはどうかと思っております。

それでは、調査事項について、委員の皆様からの御意見がありましたらお願いをいたします。

**○井上委員** きょうもちよっとお話が出ましたけど、条例化に向かってということを確認にすべきだと思うんです。私としてはそう思います。今回、条例をつくるということではないけれども、水資源保全の条例に関する調査を1項目きちんと入れて明確にしておいたほうがいいのではないかと思っています。ですから、そこを1項目入れていただきたい。

**○岩下委員長** この委員会と執行部との協議の中で進めていくという解釈でよろしいのでしょうか。

**○井上委員** 委員会として条例についても調査をするということです。だから、調査項目はそれなので、調査先は条例をつくっているところにも行くというふうに明確にしてもらいたいということです。

**○岩下委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午前11時46分再開

**○岩下委員長** 委員会を再開いたします。

ただいま井上委員のほうからありました、この3項目のほかにも一つ、「条例に関すること」というのを追加してはどうかという御意見でございますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 異議なしということでございました。ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見はございませんか。

次に、協議事項（２）の委員会の調査活動計画についてであります。活動方針（案）につきましては、資料１の３のとおりであります。活動計画につきましては資料２をごらんください。これにつきましては当委員会に付託されました調査事項や委員長会議の結果を考慮して調査活動計画（案）を作成いたしました。

これらの案につきまして、何か御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、この案のとおり、今後１年間の調査活動を実施していくことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 異議なしということでございます。それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項（３）の県内調査についてあります。

再び資料２をごらんください。８月２～３日に県南調査、８月２３～２４日に県北調査を計画いたしております。先ほど決定いたしました調査事項を踏まえまして、県南調査、県北調査の調査先につきまして、何か御意見がありましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午前11時51分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

今、丸山委員のほうから御意見がございましたが、奥地まで入って行ってなかなか難しい場

合もあろうかということでございます。

この件につきましては、委員長、副委員長で調整をさせていただくということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 ありがとうございます。それでは、正副委員長のほうで準備をさせていただきたいと思います。

次に、先ほど協議いたしました調査事項を踏まえまして、次回の委員会での執行部の説明資料について、何か御意見や御要望はありませんか。

先ほどの森林法に関してでございますけれども、今回もいろんな御意見が出ました。次回は森林法を含めて国土利用計画法など土地取引や開発を規制する法の概要や規制の内容、取引の状況等について説明を受ける形ではいかがでしょうか。

また、その中で、今回、資料要求がありましたけれども、その資料の分についてもあわせて説明をさせていただくということでいかがでしょうか。

○蓬原委員 下流の水利権等の関係、下流から上流をどう制約できるとなっているのかということも説明に加えていただくと。

○岩下委員長 水利権についていろいろ説明をいただくということで、それも次回の説明の中に加えていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○右松委員 森林境界の話が出たんですが、地籍の森林部分の実態を資料でもらえるとありがたいなと思っているのが１点。

それから、井上委員から話がありました、大型の売買に関して、どこが、いつ取得しているのか、その辺も含めて資料をいただければあり



がたいです。

○岩下委員長 これは先ほど蓬原委員の中で出ましたが、よろしいでしょうか。

最後になりますが、協議事項（５）のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

最後の確認といたしまして、調査事項に加わりました４番目の「条例に関すること」については、条例を議発でつくるということではなくて、条例に関する調査を行うという理解でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 ありがとうございます。

それでは、次回の委員会は、６月定例会中、６月２２日金曜日、午前１０時からを予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前１１時５５分閉会